

平成30年9月

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の公表について

南都銀行(頭取 橋本 隆史)は、「銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)」にもとづき、平成30年3月に公表した「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」を踏まえ、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を策定しましたので、別添のとおり公表いたします。

当行は、お客さまの安心と安全を確保しつつ、電子決済等代行業者との連携および協働により、利便性の向上に努め、新しい価値創造に取り組んでまいります。

【本件に関するお問合せ先】 経営企画部 あべ きたえ 阿部、北江 TEL 0742-27-1552

電子決済等代行業者に求める事項の基準

1. 事業内容・サービス提供態勢

- (1) 当行のお客さま、地域経済、当行の利益に反せず、有益なサービスを提供できる企業であること
- (2) サービス提供にあたり当行が必要と判断する内容の契約を締結すること
- (3) 公序良俗に反する事業等を営んでいないこと

2. 経営の健全性

- (1) サービスの継続提供が可能である健全な資産構成が維持されると見込まれること
- (2) 事故発生等の緊急時における対応資力を有すること

3. セキュリティ態勢

以下に係る項目について十分に対策を整備していること

- (1) 情報・セキュリティ管理態勢
- (2) 外部委託先管理
- (3) 銀行・API 接続先との協力体制
- (4) コンピュータ設備管理
- (5) オフィス設備管理
- (6) システム開発・運用管理
- (7) サービスシステムのセキュリティ機能
- (8) API セキュリティ機能
- (9) API 利用セキュリティ 等

4. 法令遵守態勢等

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取消の恐れがあると判断すべき事由がないこと
- (2) 電子決済等代行業者において適切な法令遵守等の管理・監査態勢が適切に整備されていること
- (3) 電子決済等代行業者のサービスを実施するための組織態勢が適切に整備されていること
- (4) 電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業がお客さま保護等の管理の実施に支障を与えないこと
- (5) 反社会的勢力、および、日本・米国ならびにその他の適用対象となる国や国際機関が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当しないこと

5. 電子決済等代行業者との連携を行う部門

当行の電子決済等代行業者との連携および協働に係る業務を行う部門の名称および連絡先は、以下の通りです。

株式会社南都銀行 経営企画部 0742-27-1552

メールアドレス：it-souki@nantobank.co.jp

以 上